

令和2年2月20日  
鹿 児 島 大 学

鹿児島大学を受験する皆様へ

「新型コロナウイルス感染症」は、令和2年2月1日に政令により指定感染症及び検疫感染症に指定され、学校保健安全法施行規則が規定する第一種感染症と見なされることとなりました。そのため、罹患者は本学の入学試験を受験できませんので、ご注意ください。

なお、このための救済措置として、本学では文部科学省からの要請に基づき、受験生が「新型コロナウイルス感染症」に感染した場合、受験生の進学のための確保を図る観点から、次の特例措置を実施します。

「令和2年度鹿児島大学一般入試における特例措置について」

本学一般入試（前期日程・後期日程）の実施にあたり、「新型コロナウイルス感染症」の確定診断を受けた者（あるいはその疑いが極めて高い者を含む）が、本試験を受験できない場合、以下の特例措置を実施します。実施学部、申請方法等は下記のとおりです。

記

1 特例措置の内容

「新型コロナウイルス感染症」の確定診断を受けた者等については、個別学力試験は実施せず、大学入試センター試験、調査書の内容を総合的に判断し、可否を決定します。

2 実施学部・学科等

(1)法文学部

(2)教育学部

ただし、実技検査を行う、初等教育コース（音楽・保健体育）及び中等教育コース（音楽・美術・保健体育）を除く

(3)理学部

(4)工学部

(5)農学部

(6)水産学部

(7)共同獣医学部（前期日程のみ実施）

※なお、医学部及び歯学部については、実施いたしません。

### 3 申請対象者

本学一般入試（前期日程・後期日程）に出願し、「新型コロナウイルス感染症」の確定診断を受けた者、あるいはその疑いが極めて高い者で、以下の条件で受験できなかった者とします。

- (1) 本学の前期日程及び後期日程に出願した者のうち、両方又は、いずれか一方が受験できなかった場合
- (2) 本学の前期日程又は後期日程に出願し、他大学と併願している者のうち、本学に出願した日程において受験できなかった場合（国立大学への出願は本学の出願のみで、受験できなかった場合を含む）

### 4 申請手続き

#### (1) 受付期間

- ・前期日程 令和 2 年 2 月 27 日（木）及び 28 日（金）それぞれ 17 時まで
- ・後期日程 令和 2 年 3 月 6 日（金）～13 日（金）17 時まで（土・日を除く）

#### (2) 申請方法

受験者代理人が、本学学生部入試課（099-285-7350）に必ず電話連絡した上で、

「受験票」及び「医師の診断書」を入試課に郵送し、申請してください。

※診断書は新型コロナウイルス感染症への感染が明記されているものとします。

（極めて疑いの高い者の診断書の提出は、確定後の提出で可とします。）

- (3) 申請書、医師の診断書などを審査のうえ、「特例受験許可書」を交付します。

### 5 その他

- (1) 「新型コロナウイルス感染症」の拡大状況によっては、本対応を含め見直すことがあり、その場合は適時ホームページでお知らせします。
- (2) 合格者発表、入学手続きについては、本特例措置に関する入試の募集要項に記載した上でお知らせします。  
（本特例措置に関する入試の募集要項については、詳細が確定次第、速やかに公表します。）